

(記号番号)

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者氏名) 殿

国税局長 (沖縄国税事務所長)

税務署長

税関長

酒類の表示の基準の遵守について (指示)

貴社 (あなた) { の酒類製造場 (県 市 工場) から移出された
 が輸入し保税地域 (県 市) から引き取る
 が保税地域 (県 市) から輸出しようとする
 が詰め替えて酒類販売場 (県 市) から搬出した } 酒類 (酒類

の品目、銘柄、リットルびん詰品) の容器 (又は包装) の表示については、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和 28 年法律第 7 号) 第 86 条の 6 第 1 項の規定に基づき定められた「表示基準¹」を遵守したものとなっていないことから、同法第 86 条の 6 第 3 項の規定に

基づき、{ 令和 年 月 日までに
 保税地域から搬出するまでに } 酒類の表示の基準を遵守すべきことを指示します
 保税地域から輸出するまでに

ので、本件指示に係る酒類の表示の基準を遵守した場合には、その旨を速やかに報告してください。

なお、指示に従わない場合には、同法第 86 条の 6 第 4 項の規定に基づき酒類の表示の基準を遵守すべき旨の指示に従わない旨を公表します。

また、「酒類の表示の基準における重要基準を定める件 (平成 15 年国税庁告示第 15 号) に定める酒類の取引の円滑な運行及び消費者の利益に資するため特に表示の適正化を図る必要があるもの」に該当する表示事項については、同法第 86 条の 7 の規定に基づき酒類の表示の基準を遵守すべき旨を命令することがあります。

この文書による行政指導の責任者は、 です²。

(記載要領)

¹ 「表示基準」には、遵守していない表示基準 (清酒の製法品質表示基準 (平成元年国税庁告示第 8 号)、二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準 (平成元年国税庁告示第 9 号)、酒類の地理的表示に関する表示基準 (平成 27 年国税庁告示第 19 号)、酒類における有機の表示基準 (平成 12 年国税庁告示第 7 号)、果実酒等の製法品質表示基準 (平成 27 年国税庁告示第 18 号)) を記載する。例えば「清酒の製法品質表示基準 (平成元年国税庁告示第 8 号) 第 3 項第 2 号《製造時期》」と記載する。

² 文書の発信者名に合せて記載する。